

# 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行令案要綱

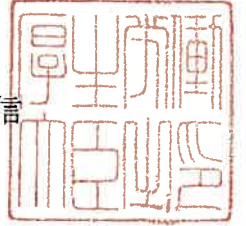
厚生労働省発職 0612 第 4 号

令和 2 年 6 月 1 2 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行令案要綱」について、貴会の意見を求める。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行令案  
要綱

第一 延長給付に関する調整の特例

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律第三条第一項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者に係る雇用保険の延長給付に関する調整の特例を定めるものとする。

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行すること。